受付番号 第 号 200年6月13日 時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員 寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号 3番 答弁者 助役

質問事項 市の議会答弁に関する認識と課題解決状況について

《質問要旨》

行政が議会で答弁しことについて責任を持つのは当然である。議員もその後のことを確認する義務がある。私の知人である県外のある自治体の議員は、「自らの病を宣告された」ことで、議員活動が明確になった、という。私は公務にかかわるものは、日常からその意気込みや気概が不可欠だと思う。

現在の山県市議会の任期は、2004年5月から開始してちょうど半分の2年が過ぎた。そこで、ひとりの議員として、この一般質問の場での市の答弁のあった事柄のうち、特に市民の関心の高いこと、かつ、課題が解決していないことについて、おなじこの場で市の対応状況を確認し、市の答弁履行の姿勢・意気込みを検証する。

第1 建築廃材のチップの大量堆積問題は解決するのか

産業廃棄物の中で「木くず」に分類されるところの建築廃材等を細かく砕いてチップにし、それを堆肥として再生と称してする事業がある。伊自良地区の大森、藤倉地区の4カ所に大量に堆積されている。そのままだと、伊自良や梅原のいたるところがこの建築廃材のチップ堆積場になる可能性があり、2004年12月定例会で質問した。

「農地法5条違反というだが、今後、どのようにしていくのか」という私の問いに、助役答弁は「現在既に山積みしてあり、これを速やかに元の原形に復していただいて、 農地法の申請をしていただきたいと指導していく」というもの。

しかし、翌年1月24日頃、この「緑化保全」という会社は、自己破産した。

- 2005年3月の議会質問に対する答弁は「破産管財人の意向によって様々なケースが考えられる」というもの。
 - (1) 現在の状況と、今後の成り行きをどう予想するのか。
 - (2) 住民や地権者らへの説明などはどのようか。
- (3)ところで、親会社が破産したのに、今、子会社のエコヤードは操業している。市民には、また、持ち込まれるのではないかとの不安がある。現在のこのチップはどうなっているのか。
 - (4)また、同種のチップ工程の施設の話も、もれ聞こえるがどんな状況か。

第2 ゴルフ場を残土で埋め立てる件で不法投棄の後始末と再発防止は

岐阜国際カントリーのゴルフ場の谷に建設残土の土砂を入れて、コースを改変しよう という造成が進められた。市民には、何かまずいものが投棄されていないか、との不安 が尽きなかった。

2005年2月18日、県が、森林法における「無許可林地開発」として、業者に復旧計画の指導をした。残土搬入も中止された。(2005年3月定例会)

この埋め立て業者の「西部開発」代表・山本らは、2005年10月、瑞浪での産廃の不法投棄容疑で逮捕・起訴され、彼らは「山県市などでも不法投棄した」と供述した。 そして、今年2月、実際に、現場検証で不法投棄が確認された。

- (1) 不法投棄の経緯、内容物や量の推定、発見(検証)の状況、撤去関係の見込みや 展望、市民への説明の状況はどのようか。
- (2) 2005年12月定例会での助役答弁では、「現在、県において、残土の埋めたてに関する条例の内容について検討中であると聞くので、速やかに要望の準備をして参りたい。」というもの。

どういう内容でいつ要望したか。県の回答や感触はどのようか。

第3 入札価格吊り上げによる市の損害回復の解決状況は

私は、常々、過去の汚職を反省し、再発防止のために、厳しい再発防止策をとるべきであると述べてきた。自治体合併前の2002年の高富町長の汚職事件は、事件発覚から4年以上が過ぎた。

2005年6月定例会で、この刑事事件の判決には、「本体工事の設計業者から入手した情報に基づき、高富町の入札予定価格を推定し」、電話をかけたから、被告人は、『そんなに低くない。1000万円くらい上げた方がいい。』などと答えたとされていると、市の損害の回復措置を求めた。

同年12月議会には訴訟提起の議案が追加提案され、市が被告2者に対して、100 0万円の損害賠償請求の訴訟を提起することが議決された。

その訴訟の進行状況や被告主張、今後の見込みはどのようか。

以上